



ハトマークの宅建協会

街頭不動産相談

無料
です



お家の数だけ悩みがある

日時： 9月27日(土) 10:00~16:00

会場： 中央区 数寄屋橋公園
担当/公益社団法人東京都宅地建物取引業協会 中央ブロック

- 主催/公益社団法人東京都宅地建物取引業協会 公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会東京本部
- 後援/国土交通省・東京都・警視庁

不動産のことならハトマークのお店へ



都内60%の不動産業者が加盟 ハトマークは不動産店の目印です

「住まいのことを相談したいけれど、どこに行こうか…」と迷った時は、ハトマークをチェックしてください。街中で見かけるハトマークは、東京都宅建協会（公益社団法人東京都宅地建物取引業協会）のシンボルマーク。東京都宅建協会の会員店は店頭などにハトマークを掲げ、地域に密着して、都民のみなさまのよりよい住まいづくりに貢献しています。

ハトマークとは？

シンボルマークであるハトマークは、宅建協会会員と消費者のみなさまの信頼の証。2羽のハトは「会員業者と消費者の信頼と繁栄」を意味し、赤は太陽、緑は大地、白は取引の公正を表します。

東京都宅建協会とは？

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会は2012年4月1日に東京都知事の認定を受け公益社団法人として発足した団体です。前身の社団法人東京都宅地建物取引業協会は1965年（昭和40年）に設立され、49年の歴史を培っています。現在、東京都内の不動産事業者の60%にあたる約1万5,200名が加入する東京都で最大の不動産業界団体です。

東京都宅建協会には本部と32支部があり、東京都や各区市町村に協力して、住みやすいまちづくりに貢献しています。



常設不動産相談所もご利用ください

街頭不動産相談のほかにも不動産相談所を常設しています。常設相談所は公益社団法人東京都宅地建物取引業協会と公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会東京本部が共同で運営しています。アパートを貸すとき・借りるとき、マンションを売るとき・買うときなどのご相談や、弁護士による専門相談（予約制）も行っています。



常設不動産相談所



東京都千代田区富士見2-2-4 東京不動産会館7階 専用電話 03-3264-8000

- 一般相談 月曜日～金曜日（祝日は除く）午前10時～午後3時※電話相談、来所相談（来所の場合は午後2時までにお越しください）
- 専門相談（法律相談） 予約制 第1・第3水曜日 午前10時～午後3時 ※来所相談のみ

*文書・メールでの相談は受け付けておりません。

*相談日によっては電話がかかりにくい場合、また来所していただいた際にお待ちいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

*常設相談所では宅建業法64条の5に定める苦情解決業務を行っています。

*相談は、すべて無料です。